

# ① 保育施設について

## ●四日市市の保育施設

保育所	0歳～5歳児まで対応可能で開始及び修了年齢は施設により異なる
こども園	0歳～5歳児まで対応可能で開始年齢は施設により異なる 3歳～5歳児については、教育認定（幼稚園相当）の児童も入所可能
地域型保育事業所	0歳～2歳児まで対応可能で開始年齢は施設により異なる

詳細は巻末一覧表を参照

## ●入所できる児童

保育施設へ入所できる児童は、四日市市にお住まいで住民登録があり、保護者が次の要件のいずれかに該当するため、家庭で必要な保育を受けることが困難と認められる場合です。

なお、同居の祖父母（65歳未満）が児童を保育できる場合、入所の優先度が低くなります。

- ①（就 労） 児童の保護者が就労をしているため。3歳児クラス以下は月64時間以上、4歳児クラス以上は月48時間以上の就労が必要です。なお、育児休業を要件とした新規申込は原則受付できませんが、3歳児クラス以上（令和3年4月1日生以前）の児童を含むきょうだい同時申込の場合は、一度ご相談ください。
- ②（母親の出産等） 母親が出産前後のため（入所できるのは出産月とその前後2ヵ月間です）。
- ③（疾病・障害等） 児童の保護者が病気にかかったり、負傷又は心身に障害があるため（加療見込み期間の終了まで最大半年の期限付入所となります。）。
- ④（病人の看護等） その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいて、保護者がいつもその看護にあたっているため（看護対象者の加療見込み期間の終了までの最大半年の期限付入所となります。）。
- ⑤（家庭の災害） 火災や風水害や地震などの復旧に保護者があたるため。
- ⑥（求 職 活 動） 保護者が求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っているため（期限付入所）。
- ⑦（就 学） 保護者が就学（職業訓練等の場合は修了までの期限付）しているため。
- ⑧（家 庭 支 援） 家庭状況により、特別の支援が必要なため（児童虐待、DV等）。

※入所をご希望の児童が障害をお持ちの場合は、事前に保育幼稚園課へご相談ください。

また、発育で心配な点等がございましたら、面接時に面接官にお伝えください。

※保育料や給食費の滞納がある場合は、保育施設の入所受付や認定に際して不利になる場合がありますのでご注意ください。

## ●入所できない児童

保育の利用を必要とする理由が上記の理由に該当しない場合は、入所をお断りさせていただきます。例えば、「下の子に手がかかるため」「集団生活になれさせるため」「社会生活を身につけさせるため」「友だちがいないため」「遊ぶ場所がないため」等の理由は、入所要件とは認められません。

## ② 新年度の入所申込みについて

### ●提出書類

申込時（9月29日まで）に提出する書類（第一希望の施設に提出）

※市外在住の方などで、マイナンバー関連書類の提出が必要な方につきましては、後日依頼をさせていただきます。

#### ①保育所入所申込書、施設型給付費・地域型保育給付事業等教育・保育給付認定申請書

- ・児童1人につき1枚必要です。必要な枚数を施設に提出してください。
- ・入所日は原則1日ですが、必要に応じて16日入所となる場合があります。  
育休明けの予約申込みの方は、職場へ復帰する時期にあわせて希望日を記入してください。  
出産前後の保育を希望される場合は、必要な期間を記入してください。
- ・入所希望園は第8希望まで記入できます。必ずしも8園すべて記入していただく必要はありませんが、希望園を少なくすることで、有利になることはありません。ただし、希望園が限定される理由があれば、面接時に理由をお伝えください。
- ・児童の世帯員は同居している方全員の氏名と勤務先等を記入してください。世帯を分けている場合でも同一住所であれば同居扱いとなります。

#### ②就労証明書

- ・父、母、同居の祖父母（65歳未満）それぞれ1枚ずつ記入してください。
  - ・就労証明書は、保育施設にもあります。また、ホームページからダウンロードも可能です。  
なお、押印は省略いただいて構いません。
  - ・状況に応じて、次の書類を添付してください。
    - （1）外勤：就労している場合 ⇒就労証明書（就労先にて就労内容を記入）  
就労予定の場合 ⇒就労証明書（就労予定先で就労予定の内容を記入）  
育休明け ⇒就労証明書（復帰後の就労時間で記入）
- ※21ページと23ページの見本を参照してください。
- （2）自営（農業等含む）： ⇒就労証明書および、その他開業届や確定申告の写し等就労状況が分かる資料を添付

※別添の様式以外の就労証明書については、原則受付しません。

#### ③家族の状況申告書／約束書

就労要件以外の場合はこちらの書類を提出してください。

<保育要件ごとの添付書類>

- A 出 産：母子健康手帳表紙および分娩予定日の記載があるページの写し
- B 障 害：障害者手帳の写し
- C 病 気：なし。ただし、主治医による別添診断書の記入・押印の必要あり。
- D 看 護：なし。ただし、対象者の主治医による別添診断書の記入・押印の必要あり。
- E 求職中：なし。ただし、約束書の記入の必要あり。また、入所後3ヶ月以内に就労証明書の提出が必要です。
- F 就 学：受講証や在学証明書等、在学の確認ができる資料及びカリキュラム等、授業時間や内容がわかるものの写し

※別添の様式以外の診断書については、原則受付しません。

## ●きょうだい調整について

- ・きょうだいの入所調整において、同じ園で入所を希望される方については、なるべく同じ園になるよう調整をいたしますが、定員等の都合により、別々の園となる場合もございます。ご了承ください。

## ●育休延長（保育利用保留通知書の発行）について

育休延長に必要な保育利用保留通知書に備考として、不承諾となった理由（例 定員都合や本人都合等）を明記させていただきます。やむを得ない理由なく入所を辞退した場合、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合があります。

なお、保留通知書の発行は、保育幼稚園課にご連絡をいただいてから10日ほど要します。

## ●優先基準について

入所については、子ども・子育て支援法に定める保育の必要性の度合いの高い児童から順次決定します。就労、障害、看護等により保育を必要とする場合は、その必要とする時間の長いほど必要性は高くなります。

なお、定員の都合で希望の保育施設に入所できないことがあります。

### 「優先基準」（一部例示）

- ・ひとり親（母子・父子）家庭（両親の離婚が成立し、別居している場合に限る）  
※離婚調停中の場合はご相談ください。
- ・生活保護世帯
- ・虐待・DV
- ・育児休業取得により一旦保育施設を退園した子どもが育児休業からの復帰に伴い再び入所する場合
- ・きょうだい同一の保育施設の利用を希望する場合
- ・特定教育・保育施設等に従事する職員の子ども
- ・令和5年度保育施設に入所を希望して、入所できていない場合（前年度9／5までに申し込んだ者）  
※ただし、10月入所以降の入所辞退者、産休、育児休業明けに伴う2・3月入所希望者を除きます。

### 「必要性を減じる場合」

- ・同居の親族、祖父母（65歳未満）、その他の者が保育できる状態にあるとき
- ・自営協力者（最低賃金未満の収入の場合）や内職などの場合
- ・就労内定の場合

## ●産休、育児休業明けに伴う入所に関する注意点

1日入所の場合は当月の26日までに、16日入所であれば翌月の11日までに復職する必要があります。ただし、例外的に4月1日入所希望の場合は、5月7日（火）までに復職いただくことになります。

## ●その他

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合は入所できません。
- ・保育が必要な状況を調査するために家庭訪問をしたり、職場に電話で確認させていただくことがあります。
- ・過去に保育料の滞納がある場合、入所調整において不利となる場合がありますのでご注意ください。

## ④ 入所決定後の注意等について

- ① 入所を辞退される場合は、「入所辞退届」を提出してください。
- ② 保育時間の変更をご希望の場合や家庭の状況に変化があったときは、「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書」を提出してください。  
※保育時間の変更をご希望の場合は、「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書」を前月までに各保育施設にご提出ください（児童1名につき1枚必要）。場合によっては、「就労証明書」や「家族の状況申告書」などの添付書類が必要です。  
※転居・転出される場合も事前に「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書」の提出をお願いいたします。特に市外に転出する場合、認定が切れる可能性がありますので必ず連絡をお願いいたします。
- ③ 勤務先や就労内容に変更があった場合は、「就労証明書」を提出してください。
- ④ 入所後でも保育要件がなくなったときは退園となります。
- ⑤ 妊娠出産要件終了後に求職活動の要件で継続することはできませんが、就労（月64時間以上）、就学、疾病、看護、育児休業により入所が継続できる場合がございます。その際は、各種様式の提出が必要となります。ただし、育児休業については育児休業法に基づくものに限りです。
- ⑥ 年度途中で退園するときは入所している施設に「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書」を提出してください。退園日は15日付か月末付となります。（保育料については12ページ6参照）。
- ⑦ 引越しなどで他市町村に転出した場合は、その月の末日までの入所となります。転出する予定のある場合は、事前に保育幼稚園課へご相談ください（但し、1日付けの転出は前月末までとなります。）。

**※上記の①～③の書類の提出先は、入所決定された保育施設もしくは保育幼稚園課となります。**

5歳児クラス	H30.4.2	～	H31.4.1
4歳児クラス	H31.4.2	～	R2.4.1
3歳児クラス	R2.4.2	～	R3.4.1
2歳児クラス	R3.4.2	～	R4.4.1
1歳児クラス	R4.4.2	～	R5.4.1
0歳児クラス	R5.4.2	～	

## ○育休退園の廃止について

令和6年4月から保育施設を利用している児童の保護者が、育児休業を取得した場合、在園児（全クラス）は、退園することなく継続して保育施設を利用できます。

※育児休業を要件とした、新規の入所申込はできません。従前のおり、0～2歳児の新規申請に関しては、復職をする場合のみの受付となります。

ただし、3歳児クラス以上については、当面の間、きょうだい同時申込などの条件を付け加えたうえで可能とします。

育休退園廃止に関するQ&Aを以下のURLに掲載しております。あわせて確認をお願いします。

タイトル：令和6年4月からの育休退園の廃止について

URL：<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1690363616574/index.html>

## ⑤ 保育時間について

保護者の仕事等の都合で、早朝夕刻の保育を必要とする場合、7時から18時までの保育【標準時間保育】をしています（保育施設によって保育時間が異なりますので入所希望保育施設にお問い合わせいただくか、または保育施設ガイドでご確認ください。）。

仕事の時間が短い場合（月120時間未満）、求職活動中、育児休業中は、【短時間保育】となります。利用時間は8時30分から16時30分までとなり、0歳から2歳児の保育料は11ページをご覧ください。それ以上の保育を行った場合は延長保育料がかかります。

なお、クラスを主体とした保育は、8時30分から15時30分（土曜日は正午）までです。

※月120時間未満の就労の場合でも、恒常的に短時間保育の時間内での保育が困難と認められたときは、標準時間保育の選択が可能となります。

### ●入所当初の保育時間

初めての集団保育を経験されるため、生活環境の変化から児童が疲労を感じる場合もありますので、少しずつ慣れていただくように保育時間を個々に相談しながら保育します。

0歳児について、入所後数日は家庭での保育状況をお伺いするため、保護者又は日ごろ育児にたずさわっている方に付き添いをお願いします。

### ●土曜日の保育について

土曜日は保護者の仕事がお休み等、可能であればご家庭での保育のご協力をお願いします。

※（仮称）認定こども園めぐみの園幼稚園は、土曜保育を実施しません。

### ●延長保育

保護者の勤務形態等やむを得ない事情のため、さらに保育時間の延長が必要な児童に対して、有料で延長保育を実施しています。

延長保育の利用を希望される方は延長保育実施園に詳細をお尋ねください。

令和6年度に実施を予定している保育施設と保育時間については以下のとおりです。

- ・18時から19時までの延長保育実施園

公立：中央保育園、（仮称）下野こども園

私立：浜田保育園、にじのはな保育園、ローズ幼児園、海山道保育園、（仮称）愛華こども園、（仮称）三重愛育こども園、（仮称）みのりこども園、かわしまこども園、大谷台保育園、（仮称）フジこども園、いずみこども園、あがたが丘保育園、ひよこ保育園、陽光台保育園、こっこ保育園、西浦保育園、河原田保育園、（仮称）水沢こども園、高花平こども園、（仮称）三重こども園、ことり保育園、くまだこども園、たいよう保育園、（仮称）よっかいちひばりこども園、きしだこども園、日永ハートピア保育園（R6.4～）

- ・18時から20時までの延長保育実施園 ※私立のみ

（仮称）たいすいこども園、たいすい中央保育園、日の本保育園、どんぐり保育園、たいすいノース保育園、（仮称）ひのもと第二こども園

※内部ハートピア保育園は19時30分までとなります。

### ●休日保育

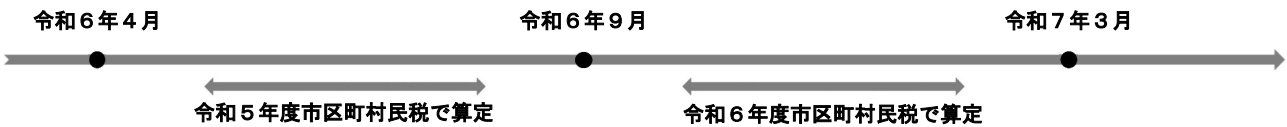
日曜日・祝日等に恒常的に仕事等により（冠婚葬祭等の一時的、緊急的な場合は除く）ご家庭で保育できない保護者のために、西浦保育園、日の本保育園、こっこ保育園で休日保育を実施しています。ご利用にあたっては、事前に利用登録が必要となりますので、入所中の保育施設または保育幼稚園課へお申出ください。ただし、入所当月は利用できません。また、定員都合の関係でご利用いただけない場合があります。

## ⑥ 保育料について

### 保育料の決定<重要>

保育料に関して9月に市民税課資料等と照合し、保育料の改定を行います。  
令和6年4月から令和6年8月分の保育料については令和5年度市町村民税額にて、令和6年9月から令和7年3月分の保育料については令和6年度市町村民税額にて計算しますので、令和6年度中に保育料が変更となる場合があります。

#### <令和6年度保育料算定の流れ>



- ① 保育料は毎月末日（ただし12月は25日、納期限が休業日の場合は翌営業日とします）に原則として金融機関の預金口座振替により納入していただきます。  
納付書支払いの場合は、コンビニやアプリでの納付がご利用できます。  
また、口座振替についても当月振替不能の場合は翌月の再振替を自動的に行う予定です。
- ② 1ヵ月（月初から月末まで）欠席の場合は3割減額されます。**1日でも登園すると全額かかります。**
- ③ 口座振替については、ご本人様の申請により、登録を行います。つきましては、ご事情により、登録を変更・廃止される場合は、必ず金融機関に届け出が必要です。
- ④ 私立認定こども園の保育料については、各園での徴収となります。

#### <市民税に関する書類の提出について>

令和5年1月1日に住民登録のあった市町村で税の申告をお願いいたします。確定申告をした方や、給与所得から源泉徴収されている方は、市民税の申告は完了しております。令和5年1月1日時点で市外に住民票がある方について、税資料の提出を求める場合があります。

##### ●提出書類

- ①令和5年度の市民税申告が未済の方については、市民税の申告が必要です。市民税の申告書控えをご提出ください。
- ②令和5年1月1日時点で海外在住者の方で、税証明がない場合は、以下の書類をご提出ください。
  - 令和4年分給与支払証明書（海外給与分、国内給与分・賞与）  
※海外給与分は、日本円にてレート換算してください。
  - 令和4年分社会保険料等控除証明書
  - 令和4年分生命保険・損害保険支払証明書
  - 令和4年分扶養控除等（異動）申告書 等

##### ●提出期限

令和6年2月27日（火）

##### ●提出場所

各保育施設、または保育幼稚園課。

##### ●その他

期限までに提出されない場合や提出資料に不備がある場合、保育料は一旦最高額で決定されますので、期限までにご提出いただくとともに、不備がないようご注意ください。

##### ●税更正（税の修正申告）をされた場合

税の修正申告をされた場合は、早急に保育幼稚園課にご連絡ください。

また、修正申告の内容は、修正された月の翌月分保育料からの反映となりますのでご了承ください。

## ○同居の祖父母が保育料の算定対象になる可能性がある場合

- ① 令和4年中の父母の収入合計額が103万円以下（所得38万円以下）の場合（4月～8月分保育料）
- ② 令和5年中の父母の収入合計額が103万円以下（所得38万円以下）の場合（9月～3月分保育料）
- ③ 父母の双方もしくは一方が、祖父母の所得税の扶養控除の対象になっている場合
- ④ 父母の双方もしくは一方あるいは子が、祖父母の健康保険の扶養家族になっている場合
- ⑤ 父母の双方もしくは一方が、祖父母の事業専従者になっている場合

※世帯を分けている場合でも住所が同じ場合は同居の扱いとなります。

## ○ひとり親家庭の方について

ひとり親家庭で9ページに記載の税資料を不備なく提出しており、かつ下記の要件をすべて満たしている場合は、保育料減免の対象になるため、「保育料ひとり親家庭減免申告書」をご提出ください。

- ① 市町村民税所得割額が77,101円未満である。
  - ② 同居祖父母の税や健康保険の扶養に入っていない。
  - ③ 祖父母の経営する事業所の事業専従者になっていない。
  - ④ 父または母が児童扶養手当もしくは障害年金または遺族年金を受給している。
- ※なお、減免を受けられている方で、児童扶養手当の受給が廃止となった場合は、早急に保育幼稚園課へご連絡ください。

※婚姻関係にない場合であっても、異性の同居人がいる場合、原則保育料算定の対象となります。世帯分離している場合も同様の扱いとなります。つきましては、同居を開始した等、世帯構成の変更がある場合は、速やかにご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、ご連絡なく後日発覚した場合、遡って保育料を請求しますのでご了承ください。

※離婚調停中の場合、ひとり親家庭として保育料を算定する場合があります。その場合は当課までご相談ください。

## ○障害者手帳をお持ちの方がいる世帯について

障害者手帳をお持ちの方（もしくは障害基礎年金を受給している場合も含む）が同世帯におり、市町村民税所得割額が77,101円未満の場合、保育料減免の対象になりますので、「保育料障害者減免申告書」をご提出ください。

## ○第一子が未就学の場合について

保育料が半額になる場合があります。※11ページの表、下部の①参照。

私立幼稚園のうち新制度移行幼稚園を除く園（以下に記載の園）、または、あけぼの学園等に在所している場合、「施設在所証明書」をご提出ください。

※エンゼル幼稚園、ひかり幼稚園、あおい幼稚園、桜あおい幼稚園、津田第一幼稚園、津田第二幼稚園、津田三滝幼稚園

（減免については11、12ページもご覧下さい。）

## ●参考

次ページの表は令和5年度保育料基準額表（保護者負担分）です。改定される場合があります。なお、令和6年度保育料基準額表は、4月初旬に配布予定です。

## ⑦ (参考資料) 令和5年度四日市市保育料基準額表 (月額)

納入義務者の属する世帯の階層区分		上段の金額	保育標準時間認定	
		下段 ( ) 内の金額	保育短時間認定	
階層 区分	定義	年齢区分 (4/1付 満年齢)		
		3歳未満児	3歳以上児	
第1	生活保護受給者等	0 (0)	保育料は無償です。  ただし、給食費等については有償となります。  ※世帯の該当条件によっては、給食費のうち副食費については免除となります。	
第2	市町村民税非課税世帯	0 (0)		
第3	市町村民税所得割非課税世帯 (均等割額のみ)	11,000 (8,500)		
第4	市町村民税所得割課税世帯	48,600円未満		12,200 (9,700)
第5		48,600円以上 58,800円未満		15,600 (13,100)
第6		58,800円以上 97,000円未満		26,400 (23,900)
第7		97,000円以上 133,000円未満		35,900 (33,400)
第8		133,000円以上 169,000円未満		41,900 (39,400)
第9		169,000円以上 235,000円未満		47,600 (45,100)
第10		235,000円以上 301,000円未満		52,000 (49,500)
第11		301,000円以上		58,500 (56,000)

① 入所児童と生計を一にする兄弟であって、保育所、幼稚園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業を利用しているものが1名いる場合 第2子目は、基準額×0.5 (第2階層の場合は0円)

② 入所児童と生計を一にする兄弟が2名以上いる場合 第3子目以降は、0円  
(別居でも、保護者が仕送りしている等、生計を一にしていると認められる場合があります。)



(備考)

- 1 4月から8月分の保育料は前年度市町村民税の額、9月から翌年3月までの保育料については、当年度の市町村民税の額により算定する。
- 2 以下の(1)～(3)に掲げる世帯は、保育料が減免となる。第3階層の場合、第1子は標準時間5,000円、短時間3,750円、第2子以降は0円とする。第4階層の場合、第1子は標準時間5,600円、短時間4,350円、第2子以降は0円とする。第5階層・第6階層のうち市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合、第1子は標準時間6,700円、短時間5,600円、第2子以降は0円とする。
  - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - (2) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
    - ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者
  - (3) 児童の保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 3 市町村民税所得割課税額 57,700円未満(概ね収入360万円以下)の場合、生計を一にする兄・姉等がいる場合は年齢に関係なく第2子目は半額(第2階層の場合は無料)第3子目以降は無料とする。
- 4 保育料は、4月2日から翌年4月1日までに生まれた児童を同一年齢児として扱う。
- 5 この表の第3階層における「均等割額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、第4階層から第11階層までにおける「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割【同法第314条の7(寄付金税額控除)、同法第314条の8(外国税額控除)、同法附則第5条第3項(配当所得控除)及び第5条の4第6項(住宅借入金等特別税額控除)、及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。】の額をいう。地方税法第323条に規定する市民税の減免がある場合は、その額を所得割の額又は均等割の額からそれぞれ控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。この場合において、世帯員が非婚の一人親(婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の者は除く。)であるときは、寡婦控除の適用があるものとみなす。
- 6 月途中における入退所があった場合の保育料は、次に定める算式により算出して得た額とする。  
保育料(月額)×在籍期間中の開所日数(当該日数が25日を超える場合は25日)÷25日(月途中の退園は15日付け 途中入所は16日付けが原則)
- 7 1ヵ月全日欠席児童の月額保育料については、所定の月額保育料の7割とする。また、1日でも出席した場合は、その月の保育料は減額しない。
- 8 保育料額に10円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。

●給食費や各園徴収の雑費等については、無償化の対象外となります。

公立保育園・こども園に入所された場合は市へ、私立保育園(西浦保育園を除く)・こども園の場合は各園へ給食費をお支払いいただきます。

公立保育園・こども園(2号)は	主食費	900円	副食費	3,700円
公立こども園(1号)は	主食費	900円	副食費	2,700円

また、1ヵ月全日欠席児童の給食費については0円とし、10日以上連続で欠席した児童の給食費については所定の給食費の半額となります。なお、第3子以降や、一定の収入(360万円未満相当世帯)以下の世帯に関しては、副食費が免除となります。

私立保育園(西浦保育園を除く)・こども園の給食費については、各園へお問い合わせ下さい。

●保育料や給食費を納期限までにお支払いいただけない場合は、滞納処分を行う可能性があるだけでなく、保育施設の入所受付や認定に際して不利になる場合がありますのでご注意ください。

## よくあるご質問 Q&A

**Q1 育児復帰での入所希望ですが、いつまでに復職したらいいですか？**

A 1日入所の場合は当月の26日まで、16日入所の場合は次月の11日までに復職いただく必要があります。ただし、例外的に4月1日入所においては5月7日までに復職いただくこととなります。

**Q2 同居祖父母についても就労証明書は必要ですか？**

A 65歳未満の方は必要となります。また、未就労でも疾病等がある場合は診断書が必要です。世帯分離していても、同一住所の場合は、同居とみなすので必要となります。

**Q3 育児休業の延長対象となるのはどのような場合でしょうか？**

A 育児休業延長に関する詳細につきましては、勤務先や勤務先所在地の公共職業安定所（ハローワーク）へお問い合わせをお願いします。延長に必要な「保育利用保留通知書」は、市より発行いたします。育児休業延長後の2歳時点での入所申請は、例年申請数が非常に多く、調整の結果、入所が保留となる場合がございますのでご了承ください。

**Q4 今から自営業等を始める場合で、入所申込したいのですが何を提出すればよいですか？**

A ご自身で就労証明書に就労時間等を記入・押印し、就労状況が具体的に分かる資料として、開業届やホームページ・チラシ等の写しを添付してください。

**Q5 希望園は8つ記入しなければならないですか？**

A 必ずしも8つ記入する必要はありません。ただし、ご記入いただいた保育施設のみでしか入所調整を行いません。そのため、面接の際には保護者のご事情や状況を伺いながら、できる限り入所につながるよう通園可能な園を案内しています。また、希望園の変更や追加を行う場合は、変更届の提出が必要となります。

**Q6 郵送で申請できますか？**

A 郵送での申請は、受付しておりません。（地区市民センターでの受付も不可です。）申請書類については第一希望の保育施設までご持参ください。また、二次受付期間や途中入所受付期間においては、保育幼稚園課までご持参ください。

**Q7 出生前ですが、申し込みできますか？**

A 産休明けの復職や育児休業からの復職にあたっての申請を受け付けております。申請にあたっては、名前欄は名字のみ、生年月日欄は予定日をご記入ください。ただし、入所可能となる年齢（月齢）が園によって異なりますので、ご希望の施設が、出産予定日から計算して入所可能な年齢（月齢）に達しているかをご確認ください。（詳細は巻末の園一覧表に記載してあります。）

**Q8 申し込み時点で住民票が市外ですが、申し込みできますか？**

A 申請可能です。申請書の住所記載欄に転入前の住所と、転入予定の住所（決定している場合）をそれぞれご記入ください。  
なお、入所決定後に入所日までに転入ができない場合、入所決定は取り消しとなります。

**Q9 満1歳なのですが、1歳児から入所が可能な保育施設の申し込みはできますか？**

A 1歳の誕生日以前で直近の1日もしくは16日の入所であれば申請が可能です。（例 令和5年7月14日生まれの場合、令和6年7月1日から満1歳として入所可能です。その場合、令和7年度についても、1歳児クラスでの保育となります。）

**Q10 園見学には行った方がいいですか？**

A 可能な限り、行かれることをおすすめします。見学の際は、事前に園へご連絡をお願いします。なお、見学の有無は入所調整において優劣はありません。

**Q11 保育施設の入所が決定していたが、辞退した場合、次回調整において不利になりますか？**

A 辞退した年度内においては、不利になることはありません。ただし、10月入所以降に辞退された場合は、次年度の入所調整において、待機児童としての加点の対象外となります。

**Q12 保育料はいくらになりますか？**

A 入所決定後、市より送付する保育料決定通知をご確認ください。事前にお知りになりたい場合は、市町村民税所得割額が分かるものをご準備していただき、市へお問い合わせください。なお、保育料や給食費を納期限までにお支払いいただけない場合は、滞納処分を行う可能性があるだけでなく、保育施設の入所受付や認定に際して不利になる場合がありますのでご注意ください。

**Q13 入所結果を住民票以外のところに送付してほしいですが、可能ですか？**

A 住民票の住所のみの送付となりますのでできません。

**Q14 年度内に転園できますか？**

A 年度内の入所施設の変更は、一度退園いただいたうえで、再度申請いただく必要があります。また、調整結果によっては入所できない場合がありますのでご注意ください。転園として受付できる時期は原則4月のみとなっております。

**Q15 父が単身赴任をしています（予定も含む）。何を提出すればよいですか？**

A 公共料金の利用明細等、単身赴任先が分かる資料をご提出いただいた場合、入所調整において、単身赴任の加点の対象となります。

**Q16 他市町村の認可保育施設を申し込みしたいのですが、どうしたらいいですか？**

A 里帰り出産や他市区町村に就労先がある場合などは、申し込みができる場合があります。窓口は保育幼稚園課になります。ただし、四日市市内の保育園の申請と兼ねることはできません。申し込み時期等詳細については、希望する市区町村へご確認ください。

**Q17 令和6年4月より育休退園が廃止されるが、育休を要件に新規申請は可能ですか。**

A 育児休業を要件とした、新規の入所申込はできません。従前のとおり、0～2歳児の新規申請に関しては、復職をする場合での受付となります。

**Q18 入所ができなかった場合、毎月申請しなければならないですか？**

A 一度申請された場合、毎月の申請は不要です。ただし、年度ごとに申請が必要なため、令和7年度以降については、別途申し込みが必要です。また、希望園の変更等申し込み内容に変更がある場合は、書類の提出が必要です。

**Q19 途中入所の場合、入所可否がわかる時期や通知方法をおしえてください。**

A 途中入所の場合、入所希望前月の20日頃に入所の可否がわかります。入所が可能な場合はお電話にて、入所ができない場合は、郵送にて原則連絡します。次月以降は入所が可能な場合のみご連絡となります。

**Q20 離婚しましたが、住民登録が同じ場合、元配偶者の就労証明書等の書類は必要でしょうか？**

A 住民登録が同じ場合は同居とみなしますので、必要となります。世帯分離されている場合も同様の扱いとなります。また、保育料についても、異性の同居人とみなし、算定の対象となります。

提出前に以下の内容をご確認ください。

- 希望する施設は送迎可能な範囲ですか。
- 希望された園の入所可能年齢を確認されましたか。0歳児の場合は入所可能な月齢を満たしていますか。
- 育休復帰の方は、復帰日に合わせた入所希望月になっていますか。また、希望される園は予約申込み可能な園になっていますか。

(例 6月27日復帰の場合6月16日入所)

- 記入漏れはありませんか。
- 必要書類はすべて揃えてありますか。(両親だけでなく、祖父母の分の書類も必要になる場合があります。)
- 保育施設の見学等はお済みですか。可能な限り園見学されることをおすすめします。
- 就労中や内定の場合と育児休業から復職の場合の記入例をそれぞれ記載しておりますので、21ページと23ページを参考にしてください。
- 年度途中入所申請と希望園の変更申請において、6ページの受付期間内に電子申請を希望される場合は、以下のQRコードやURLからお進みください。なお、新年度入所には対応しておりません。

○途中入所新規申請フォーム

○途中入所希望園変更申請フォーム

URL : <https://logofom.jp/form/7p72/35049>

URL : <https://logofom.jp/form/7p72/124206>

QR コード



QR コード

